

【養殖共済】

共 済 目 的	養殖水産動植物の死亡、滅失、流失、逃亡による損害を補償する。
対 象 養 殖 業 (法第114条) (令第13条)	<p>貝 類 ○かき養殖業 ○1・2年貝真珠養殖業</p> <p>魚 類 ○1～3年魚はまち養殖業 ○ひらめ養殖業 (小割り式) ○1～3年魚たい養殖業 ○1・2年魚すずき養殖業 ○ぎんざけ養殖業 ○2・3年魚ひらまさ養殖業 ○ふぐ養殖業 ○まあじ養殖業 ○1～3年魚かんばち養殖業 ○1・2年魚しまあじ養殖業</p>
加 入 方 式	任意加入
引 受 方 式 (法第118条) (令第15条)	加入区内の当該養殖業を営む者の全員が共済目的たる養殖水産動植物のすべてを共済に付す連合加入 (注) 加入区(=単位漁場区域)は、養殖業の種類ごと及び一定区域(原則として一の漁業権の区域)ごとに都道府県知事が設定。
共 済 責 任 期 間 (法第119条)	共済対象となる養殖業の種類ごとに、当該養殖業の種類の種類(周年操業の場合は1年間)を基準として、共済規程で定める期間
継 続 申 込 特 約 (法第124条の2) (令第18条の3) (規則第71条) (規則第71条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・4年間の契約を1セットとする加入方式で、2年目以降の契約は自動継続。 ・掛金割引(1年目から10%引)あり。 ・契約割合は30%以上に限定(2、3年目に契約割合の上げが可能。) ・特約全期間が無事故又は特約期間内の支払共済金が僅少の場合には、無事故奨励金(4年目の純共済掛金のうち自己負担相当額)を給付。
共 済 価 額 (法第121条)	<p>共済価額とは、てん補の際の基準となる最高金額をいう。</p> <p>(共済価額の算出方法) 単位当たり共済価額×契約尾数(数量)</p> <p>(注) 単位当たり共済価額とは、1尾当たりの共済責任期間終了時の価額をいう。</p>
共 済 金 額 (法第120条)	共済金額とは、実際に共済に付される金額であり、共済事故の場合に支払われる最高限度をいう。(共済金額は共済限度額の範囲内で契約者が任意に設定。)
てん補方式及び 支 払 共 済 金 (法第124条) (令第17～18条) (規則第68～70条)	<p>① 通常てん補方式 (損害割合が15%未満の場合) 不てん補 (損害割合が15%以上の場合) 単位当たり共済価額×損害尾数(数量)×経過率×生残率 ×てん補率(一律80%)×契約割合</p> <p>(注1) 損害割合とは、損害尾数(数量)の事故直前の生残尾数(数量)に対する割合をいう。 (注2) 経過率とは、共済責任期間終了時まで(注)に要する経費の合計額に対する損害発生時まで(注)に要した経費の合計額の割合(=経費投下率)をいう。</p>

(注3) 生残率とは、共済責任期間終了時における通常が生残尾数(数量)に対する損害発生時における生残尾数(数量)の割合(=自然減耗控除率)をいう。

(常襲疾病に係る病害足切り)

1・2年貝真珠、1～3年魚はまち、ぎんざけ、ふぐ、1～3年魚かんぱち、ひらめ、1・2年魚すずき、2・3年魚ひらまさ、まあじ、1・2年魚しまあじの各養殖業について指定された加入区においては、常襲疾病による死亡の場合には損害割合から一定率(=病害足切り割合)を控除して支払。

ア 病害足切り適用の場合の支払共済金

[損害尾数(数量) - (事故直前の生残尾数(数量) × 病害足切り割合)]
× 単位当たり共済価額 × 経過率 × 生残率 × てん補率 × 契約割合

イ 病害足切り指定疾病

真 珠：夏期の高水温による環境性疾病(赤潮を除く)

はまち、かんぱち、すずき、ひらまさ、まあじ、しまあじ：連鎖球菌症、ビブリオ病、ノカルジア症、類結節症

ぎんざけ：肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性じん臓病、類脂肪変性

ふ ぐ：口白病、ビブリオ病、ヘテロボツリウム症、トリコジナ症

ひらめ：エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病

ウ 病害足切り割合

加入区の指定疾病による死亡の割合が過去3年間のいずれも5%以上である場合、指定疾病による平均死亡割合に応じ病害足切り割合を適用。

指定疾病による過去3年間の平均死亡割合	病害足切り割合
5%以上15%未満	5%
15%以上20%未満	10%
20%以上25%未満	15%
25%以上30%未満	20%
30%以上35%未満	25%
35%以上	30%

② 特定病害不てん補方式

- ・加入者の申出により、指定された防除可能な疾病による損害については、不てん補(台風、津波等の自然災害、赤潮被害、第三者被害等がてん補対象)。
- ・申出ができる者は、当該申出に係る損害防止に必要な設備が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがある者に限定。

(病害不てん補指定疾病)

はまち、たい、かんぱち、ひらまさ、しまあじ：イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症

ぎんざけ：肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性じん臓病

ふ ぐ：白点病、トリコジナ症

ひらめ：エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
すずき、まあじ：連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症

③ 病害低てん補方式

疾病(赤潮によるものを除く。)による損害については、通常てん補方式の半額を支払。(疾病以外の損害については、通常てん補方式と同じ。)

	<p>[てん補イメージ図]</p>
<p>支払責任分担割合 (法第140条) (令第22条) (告示第1514号)</p> <p>(法第147条の5) (令第22条の7) (告示第1517号)</p>	<p>再共済：共済契約ごとに共済金額のうち一定額（団体責任分担共済金額）までの責任負担は組合30%、連合会70%の比例分担。これを超える部分（特別団体責任分担共済金額）の割合は組合5%、連合会95%。更に、これを超える部分については、連合会がすべて負担。（個別比例超過損害複合再保険方式）</p> <p>保 険：契約年度ごと保険区分ごとに連合会の再共済金額の合計額が一定の額（連合会責任再共済金額（保険区分ごとに連合会保有純再共済掛金の1.09～1.20））を超える部分の金額の93%を政府が負担。（年度別保険区分別総額超過損害比例再保険方式）</p>
<p>純 共 済 掛 金 (法第122条) (告示1507号)</p>	<p>共済金額×基準共済掛金率（養殖業の種類、養殖水域、養殖時期別の共済区分ごとに設定）</p>
<p>純 再 共 済 掛 金 (法第141条) (告示第1511号)</p>	<p>純共済掛金×純再共済掛金率（養殖業の種類別の再共済区分ごとに設定）</p>
<p>保 險 料 (法第147条の6) (告示第1521号)</p>	<p>純再共済掛金×保険料率（養殖業の種類別の保険区分ごとに設定）</p>
<p>共済掛金国庫補助 (法第195条) (法第195条の2) (令第23条) (令第27条)</p>	<p>養殖業の種類、養殖規模別の補助区分ごとに定率補助（一定の要件を満たす場合に限る）</p> <p>補助限度率 60/100～75/100</p> <p>補助率 1/4～55/100</p>